

第14回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和2年5月7日（木）

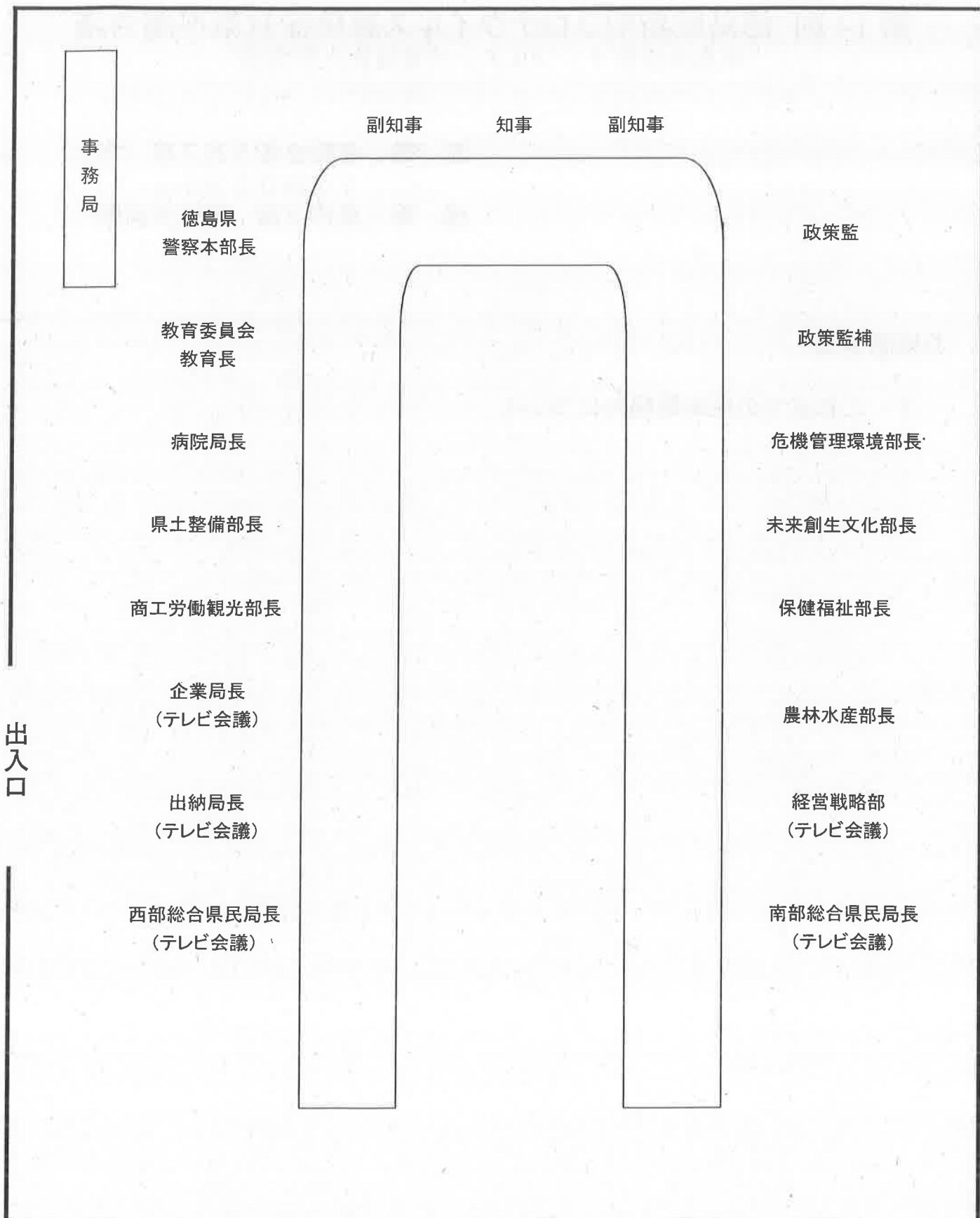
17時00分から

場 所：県庁3階 特別会議室

◎協議事項

- 1 これまでの県の取組みについて

徳島県新型コロナウィルス感染症対策本部会議 配席図



事務連絡
令和2年5月4日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態措置の維持及び緩和等について

令和2年5月4日、緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定された。基本的対処方針では、三（3）まん延防止の中で、1)外出の自粛、2)催物（イベント等）の開催制限、3)施設の使用制限等、4)職場への出勤等に関する今後の方針が示されたところ、特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県においては、緊急事態措置の維持及び緩和等について、特に下記の事項について留意されたい。

記

1. 外出の自粛

基本的対処方針に示されているように、特定警戒都道府県は、引き続き、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第45条第1項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。他方、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、必ずしも「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目標とするものではないが、いずれの場合も、基本的対処方針に従って、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくものとする。また、都道府県をまたいで人が移動することや、現にクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、引き続き外出を自粛するよう促す。

なお、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」に関しては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図る中で、必ずしも外出の機会 자체を最低7割、極力8割程度減らすのではなく、専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」（5月1日公表）や「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」（5月4日公表）を参考にしながら、人と人との接触機会を最低7割、極力8割程度減らすこと目標としていることに留意されたい。

2. 催物（イベント等）の開催制限

（1）特定警戒都道府県

比較的少人数のイベント等を含め、引き続き、催物（イベント等）の開催制限に関しては、主催者に慎重な対応を求めるよう、各都道府県において適切に対応すること。

（2）特定警戒都道府県以外の特定都道府県

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、基本的対処方針において示されているように、感染防止対策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、地域の感染状況等も踏まえて、イベントの制限の解除も含めた適切な対応を検討すること。

ここで、「比較的少人数」とは、例えば、対象となるイベント等に参加する人数が最大でも50人程度と想定している。ただし、比較的少人数のイベント等であったとしても、イベント等を開催するためには、以下のような条件を満たす必要があると考えらえる。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人ととの間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

具体的には、比較的少人数であり、かつ上記のような条件が満たされる演奏会（歌唱を伴わないもの）や茶会などの室内イベント、又は野外におけるイベント（近距離での会話を伴わないもの）など、地域の感染状況等も踏まえて、催物（イベント等）の開催制限の解除等を検討すること。

（3）特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外で共通の事項

まん延防止に当たっては、導入が検討されている接触検知アプリやSNS等の技術を活用して、催物参加者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知すること。

3. 施設の使用制限等

(1) 特定警戒都道府県

特定警戒都道府県については、基本的対処方針に示されているように、引き続き、特措法第24条第9項及び第45条第2項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うなど、地域の感染状況等に応じて、都道府県において適切に判断すること。ただし、施設の使用制限の要請等に当たっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意するものとする。例えば、博物館、美術館又は図書館等については、必要に応じて入場者等を制限することなどにより、人と人との接触機会を低減しつつ、感染防止対策等を講じることを前提に、開放することが考えられる。また、屋外公園等を閉鎖している場合にも、住民の健康的な生活を維持するため、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に、開放することが考えられる。

そのほか、特措法によらない営業自粛等の協力依頼を行っている施設類型についても、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済への影響等について留意しながら、地域の感染状況等も踏まえ、各都道府県において適切に判断すること。例えば、ゴルフ場について営業自粛等の協力依頼を行っている場合には、感染リスクが比較的高いと考えられるロッカールームにおける人と人との接触を避けるための工夫や、クラブハウス等での懇談会や食事会等を原則控えることなどを含む徹底した感染防止対策を実施することを前提に、協力依頼の緩和や解除を含め、各都道府県において適切に判断すること。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県

特定警戒都道府県以外の特定都道府県については、基本的対処方針に示されているように、これまでにクラスターが発生した主な施設類型（別紙1参照）や、「三つの密」が発生しやすい施設類型については、地域の感染状況等を踏まえ、引き続き、施設の使用制限の要請等を行うことを検討すること。

一方で、これまでクラスターの発生が見られず、「三つの密」を回避できる施設類型については、必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人ととの距離を適切にとること、基本的な感染防止対策の徹底等を行うことを施設管理者等に対して強く働きかけることを前提として、施設の使用制限の要請等の解除や緩和

を検討すること。

具体的には、施設の使用制限の要請等の解除や緩和を検討する際には、各都道府県において、施設の類型等に応じた次のような検討を行うこと。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「施行令」という。）第11条第1項各号に掲げる施設類型（第1号の学校及び第3号の大学等を除く）

(ア) これまでにクラスターが発生した主な施設類型以外の施設類型では、例えば、以下のような徹底した感染防止対策が講じられることを前提に、地域の感染状況等を踏まえて、各都道府県において施設の使用制限等の緩和や解除を検討する。

例1 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第4号）、集会場又は公会堂（第5号）、展示場（第6号）

施設管理者等によって、(i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること、(iii) 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること。なお、これらの施設で開催する催物（イベント等）に関しては、2. 催物（イベント等）の開催制限（2）に応じて、参加する者が比較的少人数のもの等に限定することとする。

例2 博物館、美術館又は図書館（第10号）

これらの施設では、例1の(i) (ii) (iii) のような対策に加え、必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保されるなどの徹底した感染防止対策が行われること。

例3 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（第7号）、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（第12号）、自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設（第13号）

これらの施設では、例1の(i) (ii) (iii) のような対策に加え、従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの徹底した感染症対策が行われていること。

なお、徹底した感染防止対策が講じられていることを前提に、施設の使用制限等の緩和や解除の対象となるのは、上の例に挙げた施設類型に限らないが、その施設類型の「三つの密」の発生のしやすさや発生の状況等を考慮し、地域の感染状況等を踏まえながら、各都道府県において適切に判断すること。なお、遊技場についても、「三つの密」の発生のしやすさや発生の状況等を考慮し、各都道府県において適切に判断することとなるが、例えば、(i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること、(ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること、(iii) 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行われること、(iv) 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆるBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすることなど、徹底した感染防止対策が行われることにより、必ずしも地域におけるその施設類型は「三つの密」が発生しやすい環境等にはないと各都道府県が判断する場合には、地域の感染状況等を踏まえて、施設の使用制限等の緩和や解除を検討しうるものとする。

(イ) これまでにクラスターが発生した主な施設類型（別紙1参照）については、施設の使用に関して、引き続き感染防止についての格段の留意が必要であり、地域の感染状況等を踏まえて、各都道府県において適切に判断すること。また、これまでにクラスターが発生した主な施設類型のうち、密閉した空間での大声での発声等を伴うカラオケやライブハウス、あるいは近接した距離での会話等を伴うキャバレー・ナイトクラブ等は、特に感染リスクが大きいと考えられることに留意すること。

また、保育所、介護老人保健施設など、基本的対処方針の別添における事業の継続が求められる事業に関しては、感染防止対策を徹底した上で必要な事業の継続を求めるなど、従前どおり、各都道府県において適切に判断すること。

② ①以外の施設類型等

都道府県によっては、特措法によらない営業自粛等の協力依頼を行っているところ、以下の事項を踏まえ、協力依頼の緩和や解除を検討すること。

(ア) これまでにクラスターが発生した主な施設類型以外の施設類型については、①(ア)と同等の感染防止対策を徹底した上で、必要な事業を継続することを原則として、各都道府県において適切に判断するものとする。

なお、例えば、行楽を主目的とする宿泊事業を営むホテル・旅館等に営業自粛等の協力依頼を行っている場合には、基本的対処方針でも示されているように、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを極力避けるというまん延防止の観点も踏まえながら、地域の感染状況等に応じて、各都道府県において適切に判断すること。

(イ) また、これまでクラスターが発生した主な施設類型については、営業時間の短縮等の協力依頼の対象となりうるが、医療機関や企業・官公庁等の事務所など、基本的対処方針の別添における事業の継続が求められる事業に関しては、感染防止対策を徹底した上で必要な事業の継続を求めることが原則として、各都道府県において適切に判断すること。

一方、基本的対処方針の別添における事業の継続が求められる事業であっても、クラスターの発生等を背景として、既に営業時間の短縮等の協力依頼を行っている施設（例えば、食堂、レストラン、喫茶店などの接待を伴わない飲食店）については、(i)個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控え、(ii)座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除するとともに、(iii)接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供の自粛や、(iv)従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底することに加え、(v)酒類の提供時間についても配慮するなど、こうした徹底した感染防止対策が講じられる場合には、営業時間の短縮等の協力依頼の緩和等を行うことを検討すること。

(3) 特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外で共通の事項

まん延防止に当たっては、導入が検討されている接触検知アプリやSNS等の技術を活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知すること。また、施設の使用にあたっての感染防止対策としては、5月4日の専門家会議で示された「(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」(別紙2参照)等も参

考とすること。なお、別紙3において施設の使用制限等に関する今後の方針について、別紙4において施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）について、それぞれまとめたので参照されたい。

4. 出勤

基本的対処方針に示されているように、特定警戒都道府県においては「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向けて、在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。一方、特定警戒都道府県以外の特定都道府県においては、引き続き、在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人と人との接触を低減する取組を推進すること。いずれの場合も、職場においては、感染防止のための取組を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。

なお、基本的対処方針の別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者についておいては、引き続き、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続することとする。

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 小池・國藤・井上・寺井

直通 03（6257）3085

【別紙 1】

これまでにクラスターが発生した主な施設類型

- ① 新型インフルエンザ等対策施行令 11条第1項各号に掲げる施設（第1号の学校及び第3号の大学等を除く）

施設類型	備考
保育所、介護老人保健施設等	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設	—
バー	—
カラオケ	—
ライブハウス	—
キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店	—

- ② ①以外の施設等

施設類型	備考
飲食店（接待を伴わないもの）	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
医療機関	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
企業、官公庁等の事務所	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
クルーズ船、その他	—

2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（抜粋）

(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めるこにより、効果的な対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

(リスク評価とリスクに応じた対応)

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
 - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
 - ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人の接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・ 施設の消毒

（症状のある方の入場制限）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

（感染対策の例）

- ・ 他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

施設の使用制限等に関する今後の方針

<特定警戒都道府県>

【別紙3】

施設類型	今後の措置	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ○博物館、美術館又は図書館 ○公園、動植物園（屋外のもの） * リスクの態様や生活健康等の影響を踏まえたもの 	緩和・解除	<ul style="list-style-type: none"> * 徹底した感染防止対策が前提（必要があれば入場制限等も実施） * その他の施設類型も、地域の感染状況等を踏まえて、都道府県において適切に判断（例：ゴルフ場はクラブハウス等の使用を控えて解除可等）

(注) 引き続き、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うなど、地域の感染状況等に応じて、都道府県において適切に判断。

<特定警戒都道府県以外の特定都道府県>

施設類型	今後の措置	留意点
<これまでにクラスターが基本的に発生していない施設類型>		
<ul style="list-style-type: none"> ○劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ○集会場又は公会堂、展示場 ○博物館、美術館又は図書館 ○百貨店、マーケット、その他物品販売業 ○理髪店、質屋、その他サービス業 等 	緩和・解除	<ul style="list-style-type: none"> * 徹底した感染防止対策が前提 * 緩和・解除は左の例に限らないが、「三密」の発生のしやすさや地域の感染状況等を踏まえ、各都道府県で適切に判断。（例：ゴルフ場）
<これまでにクラスターが発生した主な施設類型>		
<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツジム等の屋内運動施設、バー ○キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店 ○カラオケ・ライブハウス等 	格段の留意	<div style="display: flex; align-items: center;"> △ * 地域の感染状況等を踏まえ、各都道府県で適切に判断。 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> × * 地域の感染状況等を踏まえ、各都道府県で適切に判断。 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> × </div>
<ul style="list-style-type: none"> ○食堂、レストラン等の接待を伴わない飲食店 	時間短縮等の緩和	<ul style="list-style-type: none"> * 徹底した感染防止対策等が前提
<ul style="list-style-type: none"> ○保育所、介護老人保健施設等 ○医療機関、企業、官公庁等 	事業継続	<ul style="list-style-type: none"> * 徹底した感染防止対策等が前提

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣官房新型コロナウイルス感染症 対策推進室作成

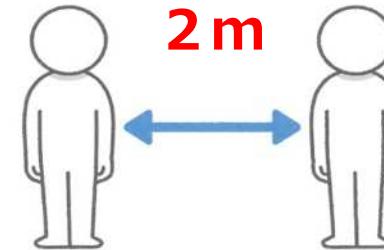
	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生			こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生	
	共用物品・設備の消毒（ディスپの利用も）、キャッシュレス								
	—	—	(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック					—	

催し物（イベント）での対応、開催の注意点！！

比較的少人数（最大 50 人程度）のイベントが基本です！

①三つの密（密閉・密集・密接） の徹底回避

——人ととの間隔 2m が目安



②近接距離での会話は避ける

——大声での発声、歌唱や声援、
近接での会話は避ける



③適切な感染防止対策

——入場時の制限や誘導、手指の消毒設備設置、
マスクの着用、室内の換気



施設類型ごとの感染防止対策①

【クラスターが基本的に発生していない施設類型】

施設類型	感染防止対策
○劇場、観覧場、映画館、演芸場 ○集会場、公会堂、展示場	①マスク着用、十分な座席間隔(四方を空けた席配置)の確保 ②入退出時や集合場所で、人ととの十分な間隔(2mを目安)の確保 ③適切な消毒、換気等
○博物館、美術館、図書館	上記①～③に加え、 ④入場の制限等による、人ととの十分な距離(2mを目安)の確保
○百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ○理髪店、質屋、貸衣装屋その他類似サービス業を営む店舗 ○自動車教習所又は学習塾その他学習支援業を営む施設	上記①～③に加え、 ⑤従業員と客との間、客と客との間にパーテーションを設置
○遊技施設	上記①～③に加え、 ⑥客同士の大声での会話の自粛の呼びかけ かつBGMや機械の効果音の最小限化 (従業員が客同士の大声での会話の自粛を確認できる状態に!)
○ホテル、旅館業を営む施設	⑦不要不急の帰省や旅行など 都道府県をまたいで人が移動することを極力避けること

施設類型ごとの感染防止対策②

【クラスターが発生した主な施設類型】

施設類型	感染防止対策
○食堂、レストラン等の接待を伴わない飲食店	<p>①マスク着用、十分な座席間隔(四方を空けた席配置)の確保 ②入退出時や集合場所で、人ととの十分な間隔(2mを目安)の確保 ③適切な消毒、換気等</p> <p>④個室などの密閉した部屋の使用や座敷席等における多人数での使用を控える ⑤座席の間にパーテーションを設ける、又は座席の間隔を十分に空ける ⑥接客時のマスク着用、適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供の自粛</p> <p>⑦従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の衛生・健康面の管理 ⑧酒類の提供時間への配慮</p>
○スポーツジム等の屋内運動施設	※密閉した空間での呼気が激しくなる室内運動は感染リスクが大きい
○カラオケ、ライブハウス等	※密閉した空間での大声での発声を伴うため感染リスクが大きい
○キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店	※「繁華街の接待を伴う飲食店」については、外出の自粛をお願いしております。

＜参考＞全国でクラスターが発生した主な施設類型

施設の種類	主な施設類型
食事提供施設	○ 飲食店(接待を伴わないもの)
屋内運動施設	○ スポーツジム・スポーツ教室
遊興施設	○ カラオケ
	○ ライブハウス
	○ キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店

感染防止に当たっての注意事項①

事業者において、提供しているサービスの内容に応じて、
「接触感染」と「飛沫感染」のそれぞれについて、
従業員や顧客の動線や接触等を考慮し、消毒など対策を実施する。

○接触感染対策のポイント

- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定
- ・ 高頻度接触部位には特に注意
(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン など)

○飛沫感染対策のポイント

- ・ 換気の状況を考慮しつつ、人ととの距離がどの程度維持できるか
- ・ 施設内で大声などを出す場がどこにあるか など

出典：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）

感染防止に当たっての注意事項②

各業種に共通する留意点

- ・ 人の接触を避け、対人距離を確保（2mを目安）
- ・ 感染防止のための入場者の整理
(密にならないよう対応。発熱や感冒症状がある者の入場制限を含む)
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も）
- ・ 施設の消毒

※業種ごとに対応を検討するに当たり、全国でクラスターが発生している施設においては、**格段の留意が必要**

主な感染対策

- ・ 他者と共に用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限に！
 - ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒
 - ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒など特段の対応を！
 - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
 - ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
 - ・ 手洗いや手指消毒の徹底を！
 - ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討
 - ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について事前に検討を！
- ※ なお、感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化すること！

感染防止に当たっての注意事項③

<p>トイレ ※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意</p>	<ul style="list-style-type: none">トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
<p>休憩スペース ※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意</p>	<ul style="list-style-type: none">一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を避ける。休憩スペースは、常時換気することに努める。
<p>ゴミの廃棄</p>	<ul style="list-style-type: none">鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。
<p>清掃・消毒</p>	<ul style="list-style-type: none">市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を始業前、始業後に清拭消毒することが重要。
<p>美容院や理容、マッサージなど</p>	<ul style="list-style-type: none">顧客の体に触れる場合は、手洗いをこまめにするなど接触感染対策を強化する。 <p>※ 手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。</p>

出典：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）

徳島阿波おどり空港での検温の実施<最終とりまとめ>

1 検温実施概要

- 概要・趣旨：徳島阿波おどり空港に到着する航空機の利用者を対象にサーモグラフィーによる体温確認を行い、感染症拡大防止に向けた啓発を行う。
- 検温調査日：令和2年4月29日(水)から5月6日(水)

2 GWにおける搭乗者状況

- 予約者数 : 941人
- 搭乗者数 : 333人 (内37.5度以上の方 0人)
- キャンセル者 : 608人 (64.6%)

※ 下表「予約者数」は、空港での検温実施発表時点(4/24)の数値。

徳島阿波おどり空港 「到着便」搭乗者数	検温調査実施期間								累計訪問者		
	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日			
予約者数(人)	172	63	132	153	136	88	70	127	941	100%	
内訳	搭乗者数(人)	67	49	52	49	23	17	29	47	333	35.4%
	(内37.5度以上の方)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	キャンセル者数	105	14	80	104	113	71	41	80	608	64.6%

3 昨年度との比較

- 今年度搭乗者数(4/29～5/6) : 333人
- 昨年度搭乗者数(4/29～5/6) : 17,292人

前年度比増減 ▲16,959人

前年度比率 1.9%

県外ナンバーの流入調査結果について

1 調査概要

- 目的：徳島県外からの流入交通量の把握
- 調査日：令和2年4月22日（水）、4月29日（水）、5月3日（日）
- 調査箇所：
 - ①県内駐車場：130箇所
 - ②県内11箇所のIC出口（軽・普通自動車のみ）

2 調査結果

(1) 県内駐車場

	5月3日(日)		4月29日(水)		4月22日(水)	
①全台数	8,535台		7,891台		7,323台	
②県内車	8,296台	97.2%	7,574台	96.0%	6,918台	94.5%
③県外車	239台	2.8%	317台	4.0%	405台	5.5%
内 特定警戒都道府県	81台	0.9%	77台	1.0%	130台	1.8%
④上位都道府県	①香川(58)②愛媛(33) ③兵庫(28)④大阪(14) ⑤高知(13)		①香川(108)②愛媛(45) ③高知(27)④大阪(24) ⑤兵庫(19)		①香川(121)②兵庫(63) ③愛媛(53)④高知(31) ⑤大阪(23)	

(2) パチンコ店駐車場

	5月3日(日)		4月29日(水)		4月22日(水)	
①全台数	3,761台		3,282台		3,381台	
②県内車	3,699台	98.4%	3,176台	96.8%	3,247台	96.0%
③県外車	62台	1.6%	106台	3.2%	134台	4.0%
内 特定警戒都道府県	23台	0.6%	21台	0.6%	47台	1.4%
④上位都道府県	①香川(20)②兵庫(8) ③大阪・愛媛(5) ⑤京都・岡山・高知(3)		①香川(45)②高知(12) ③兵庫(8) ④大阪・愛媛(7)		①香川(36)②兵庫(30) ③高知(17)④愛媛(13) ⑤大阪(8)	

(3) IC出口

	5月3日(日)		4月29日(水)		4月22日(水)	
①全交通量	3,107台		3,089台		4,258台	
②県内車	1,781台	57.3%	1,890台	61.2%	2,169台	50.9%
③県外車	1,326台	42.7%	1,199台	38.8%	2,089台	49.1%
内 特定警戒都道府県	683台	22.0%	570台	18.5%	785台	18.4%
④上位都道府県	①兵庫(348)②香川(302) ③大阪(221)④愛媛(116) ⑤高知(89)		①香川(323)②兵庫(295) ③大阪(174)④愛媛(100) ⑤高知(81)		①香川(731)②兵庫(467) ③大阪(228)④愛媛(219) ⑤高知(104)	

資料5

緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言）

新型コロナウイルス感染症対策の推進にあたり、全国知事会の累次にわたる緊急提言等に真摯にご対応いただいていることに感謝申し上げるとともに、緊急事態宣言が全国を対象として5月7日以降31日まで延長されることが決定され、全国知事会としても、政府と引き続き緊密な連携を図り、国民と心を一つにして、一日も早く国民の皆様の安全・安心な生活を取り戻すことができるよう全力を尽くしてまいる所存である。

については、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、国民生活・経済・雇用に広がりつつある甚大な影響をできる限り緩和するため、政府におかれましては以下の点について早急な対策を講じられるようお願い申し上げる。

記

1 緊急事態宣言の出口戦略と医療体制の整備について

- (1) 現下の厳しい情勢から更に自粛要請等を継続して行うことは国民生活や経済の停滞感を深刻化させかねないことから、国として国民への説明責任を果たすとともに、厳しい状況に耐え奮闘してきた国民、事業者、地域に今後向かうべき出口への道筋を示すため、緊急事態宣言の解除及び特定警戒都道府県からの除外の基準について具体的に明らかにし、終息に向けた見通しを示すこと。
- (2) 住民の命と健康を守る体制を確保することは優先的課題であるとともに、できる限り早期に緊急事態宣言解除へそれぞれの地域が向かうためにも、特効薬及びワクチンの早期実用化、医療機関に対する必要な物資・資機材、人材等の支援や診療報酬・空床補償等の財政措置、PCR検査や疫学調査の体制強化など、各地域の防疫・医療提供体制の充実・強化のための十分な支援策を講ずること。
- (3) 基本的対処方針で一定程度の枠組みは示されたが、「特定警戒都道府県以外の特定都道府県」において行動制限や自粛を緩和する「新しい生活様式」の具体的な詳細について、それぞれの地域や業界において行うことができる活動の内容・基準を早急に明らかにするとともに、「特定警戒都道府県」でも「徹底した行動変容」を求めつつ国による学校や公園、図書館など制限緩和可能な施設等の基準や緩和方法についての専門的な知見を踏まえ、地域の状況により休業要請の継続や停止を知事が適切に判断できるよう条件整備を図ること。
- (4) 少なくとも緊急事態宣言が発令されている期間においては、一部地域で解除された場合であっても、都道府県をまたいだ移動は特に必要な場合を除いて行わないよう、引き続き国においても強く呼びかけること。
- (5) 引き続き緊急事態措置等を円滑に遂行していくため、特措法に基づく施設使用制限等の「指示」に従わない場合の罰則や、保健所の積極的疫学調査等に協力を求める際の実効性の担保について、法的措置を含め早急に対策を講ずること。

2 強力な第2次補正予算の編成について

- (1) 緊急事態宣言の延長に伴い、更に一層国民生活や経済雇用の困窮が高まることは必定であり、「雇用調整助成金」の上限額引上げ、「持続化給付金」の売上減少要件の緩和も含め、早急に追加の経済雇用対策を講ずることとし、速やかに第2次補正予算の編成に着手すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については「協力金」等として充当する動きが広がっているほか、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用して軽症者向けの宿泊療養施設を設置する費用も必要となってくるなど、当初の総額では不足することが明らかとなってきている上、今般の緊急事態宣言の延長により、さらに必要額が増大することから、両交付金の飛躍的増額を行うこと。
- (3) 以上のほかにも、中小企業等の経営圧迫要因となっている家賃など固定費の負担の軽減に向け、立法措置も含め早急な支援措置を講ずるなど、厳しい地域の現状に即した機動的対策を実施すること。

3 今次経済対策の早期かつ円滑な実施について

- (1) 4月30日に成立した補正予算に計上された「持続化給付金」及び「特別定額給付金」、また特例措置が拡充された「雇用調整助成金」について、早く支援を受けたい、申請手続きが煩雑、制度がわかりにくい等の声が早速寄せられているところであり、早急に国民や事業者の手に十分な支援が届くよう、受付相談体制の拡充や審査の簡素化をはじめスピーディな対応が全国で実施できるよう、万全の支援環境を整えること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の実情に応じて柔軟な執行ができるようにすること。

4 未来を担う子どもたちの教育機会確保について

総理による全国一斉休校呼びかけ以来2か月余にわたり、全国各地で十分な授業時間が確保できない状況にあることに加え、この度文部科学省から「学校運営上の工夫」が示されたものの、地域における感染状況を踏まえ当面学校を再開することが困難な状況にある地域もあり、子どもたちの学習機会の不足が強く懸念されていることから、ICTやテレビを活用した学習の実施や、地域格差が生じないよう、カリキュラムの見直し、大学入学試験での対応をはじめ、子どもの視点に立った最善な学習機会確保のための各種対策を緊急に講じること。併せて、9月入学制について、教育のみならず社会・経済・地域に大きな影響を与える国家的改革論議であることから、各界各層を交えて骨太の議論を行い、その結論を得ること。

令和2年5月5日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

資料6

「緊急事態宣言」の延長を受けて

全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令以降、「接触機会の8割削減」に向けた全都道府県を挙げた取組みにより、感染者数に一定の減少傾向は見られるものの、依然として予断を許さない状況が続いている。

本日、全国を対象とした「緊急事態宣言」が延長されることは、感染拡大を何としても封じ込めるためにも、やむを得ないものと考えるが、国民や事業者に更なる自粛を強いることとなるため、国においては、

- ・ 「緊急事態宣言」の延長について、その根拠となるデータや専門家会議での議論の国民への分かりやすい説明
- ・ 「特定都道府県」における行動制限や自粛を緩和する「新しい生活様式」の詳細や、「特定警戒都道府県」における「感染防止策を講じることを前提に開放する」対象の具体的明示及び国民への広報

など、今後の終息に向けて、希望を持てるよう、「緊急事態宣言」の解除に向けた基準など、「出口戦略」をしっかりと構築し、広く国民の皆様と共有していただきたい。

また、国民の不安解消に向け、

- ・ 総事業規模117兆円の「緊急経済対策」について、必要とする人や事業者に分かりやすく、速やかに行き渡るよう「スピード感」と「見える化」及び甚大な影響を受けている地域経済への一層の支援
- ・ 「医療崩壊を何としても防ぐ」ため、簡易検査キット、特効薬、ワクチンの早急な実用化をはじめ、医療従事者や医療機関に寄り添った財政支援並びにその家族を含めた「人権侵害」や「風評被害」に対する断固たる「法的措置」
- ・ 特措法に基づく「休業要請、指示、公表」に応じない事業者に対する補償・支援の特措法への位置付けや罰則の適用など、実効性を担保する措置
- ・ 自治体間や児童生徒間での学習機会の格差が生じないよう、ICTを活用したオンライン学習など「学習機会の確保」と、受験や就職に関する配慮及び「9月入学制」の政府による国民的な骨太の議論
- ・ 国民や事業者に更なる負担を強いることを踏まえ、「地方創生臨時交付金」や「緊急包括支援交付金」、「持続化給付金」、「雇用調整助成金」更には「特別定額給付金」など、こうした対策の充実を図る第2弾の補正予算の速やかな検討

など、更なる対策の強化を求みたい。

全国知事会としても、国と心を一つに、この新たな国難「新型コロナウイルス感染症」を克服すべく、全力を傾注して参る覚悟であり、今後とも地域住民の安全・安心の確保に万全を期して参りたい。

令和2年5月4日

全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

資料7

PCR検査の実施状況

【相談体制】

○受診・検査の相談を行う「帰国者・接触者相談センター」の運営

2月当初～ 県内6保健所で対応

→・4月以降、「会計年度任用職員」を配置。

・また、県看護協会の協力を得て、OB保健師（あわナース）に相談業務を一部外注化。

○一般医療機関からの相談専用窓口の設置

県医師会の協力を得て、4月末に設置済み。「地域外来・検査センター」（後述）での検査につなげている。

【検査体制】

○検体採取を行う「帰国者・接触者外来」設置医療機関

2月当初 3か所 → 5月7日現在 15か所

○検体採取を集中的に行う「地域外来・検査センター」の設置

県医師会・看護協会の協力を得て、5月2日より、徳島市内1か所で、「ドライブスルー方式」でスタート

○検査判定を行う「県保健製薬環境センター」の体制充実

2月当初 1日72検体 → 3月27日～ 1日96検体

【検査実績】

○5月6日現在、558件（うち、地域外来・検査センター 22件）

<参考1>月別の検査件数

2月：27件 3月：130件 4月：336件 5月：65件

<参考2>陽性件数 及び 陽性率

陽性件数：5件 陽性率：0.9%

県内事業者に対する支援の状況（5月6日現在）

1 融資制度

【商工】セーフティネット資金（S N保証4号(3/2～), 5号, 危機関連保証(3/13～)）
・保証承諾件数 585件 93億7,900万円

【商工】新型コロナウイルス感染症対応資金（5/1～）
(保証料ゼロ・3年間実質無利子、既往の「保証付き融資」を借換可能)
・保証承諾件数 15件 1億9,500万円

※相談件数（全体） 約6,250件

【農林】新型コロナ対策農林漁業者金融支援事業（3/30～）
5月1日から無利子、保証料ゼロに制度拡充
申請に向け相談窓口において対応中

2 給付金・助成金

【商工】新型コロナ対応！企業応援給付金（4/1～）
・相談件数 365件
・申請件数 63件 4,920万円
・給付件数 46件 3,700万円

【国】雇用調整助成金

・1,100件超の相談に対し、申請手続きの簡略化等を行い、
円滑な支給に努める。

【国】持続化給付金（5/1～）

・件数の公表はないが、多数の申請を受け付けている。

【農林】新型コロナ対策農林漁業者応援給付金（3/30～）
相談窓口での手続き支援により円滑な支給に努める。

【危機】生活衛生関係営業者応援給付金（5/1～）

・相談件数 12件

3 その他

【農林】セーフティーネット関係（共済制度等）

・農業

○収入保険制度

※年間販売実績で精算

○野菜価格安定制度

13品目 約2億8,400万円（1月～3月）

・畜産

○肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

○鶏卵生産者経営安定対策事業 等

約80戸 約4,000万円（1月～2月）

※3・4月発動の見込み

・水産

○漁業収入安定対策（積立プラス）

※年間販売実績で精算

当面の事業資金に! 給付金		資金繰りのため融資を受けたい!		休業手当! 助成金		セーフティネット! 損失補償		
実施機関等	徳島県	経済産業省	徳島県	日本政策金融公庫	商工中金	労働局・ 徳島県	徳島県畜産 協会	
制度名	・新型コロナ対応！企業支援給付金 ・新型コロナ村営農林漁業者応援給付金 ・生活衛生関係営業者応援給付金	・持続化給付金 ・経済変動対策資金 ・経営安定信換資金	・セーフティネット資金 ・新型コロナウイルス感染症対応資金 ・金融支援事業	・新型コロナウイルス ・生活衛生新規コロナ ウイルス感染症 特別貸付 ・新型コロナウイルス 対策マル経融資	・危機対応融資 ・低利・低保証率の融資	・雇用調整助成金 (廃止代替) ・新型コロナ対応 雇用継続支援 事業	・収入保険 ・野菜価格安定制度 ・肉用牛肥育経営 安定交付金制度 ・肉豚経営安定交付金制度	
概要	対象となる県・日本政策金融公庫の貸付資金にかかる融資額の1割を給付 (※個人事業主とも 100万円以内)	法人 200万円 以内、 個人事業主 100万円 以内 を給付	実質無利子 (当初3年間) 保証料ゼロ の融資	低利・無担保融資 特別利子無利子 当初3年間無利子	低利子・無担保融資	過去5ヶ年の平均売 買價格との減少差額 について損失を補償	-一時的な労働者の 休業への支援	
窓口	【銀行・宿泊業・運輸業】 徳島県 経済政策課 088-621-2339 【農林漁業】 徳島県 農林水産政策課 088-621-2394 【生活衛生営業】 徳島県 生活衛生営業指導センター 088-623-7400	徳島県 企業支援課 088-621-2318 徳島県 信用保証協会 088-622-0217	徳島県 企業支援課 088-621-2318 農林水産政策課 088-621-2394	日本政策金融公庫 徳島支店 088-625-7790	商工中金 徳島支店 088-623-0101	徳島労働局助成金 センター 088-622-8609 徳島県 労働雇用課 088-621-2349	徳島県畜産協会 088-634-2680	
内容	<p>【県融資制度】 「セーフティネット資金」 「新型コロナウイルス対応資金」 「新型コロナ対策農林漁業者金融支援事業」</p> <p>【日本政策金融公庫】 「生活衛生新規コロナウイルス感染特別貸付」</p> <p>対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業者に、事業全般に使える給付金を支給</p>		<p>保証協会の保証付きの 低利・低保証率の融資</p> <p>市町村長から 「セーフティネット 保証4号／5号」 または、 「危機関連保証」 の認定を受けている 事業者が対象</p> <p>【S N保証4号】 売上高が対前年同月比 ▲20%以上の場合</p> <p>【S N保証5号】 売上高が対前年同月比 ▲5%以上の場合</p> <p>※ただし、昨年1年間 の売上から減少分が 対象期間の売上高が前年同 月比で▲50%以上減少して いる事業者に対し、上記制度 の融資額の1割を給付 (上限100万円)</p>		<p>対象期間の収入(経 費)が対前年同月比 で▲10%以上減少 (増加)している 農林漁業者</p> <p>上限： (個人) 500万円 (法人) 2,000万円</p> <p>償付利率：1.5% 以内</p> <p>保証料率：0.3% 以内</p>		<p>最近1ヶ月の 売上高が前年又は 前々年と比較して、 ▲5%以上の方が対象</p> <p>上限1日1人 あたり 国・県合計 8,330円</p> <p>※県の助成は 1事業主あたり 上限100万円</p>	

家庭学習応援動画「とくしま まなびのサポート」の ケーブルテレビ放送について

徳島県教育委員会 家庭学習応援動画「とくしま まなびのサポート」について、休業期間中、児童・生徒の家庭学習をサポートするため、また、児童生徒の「動画視聴機会」を増やし、例えば自宅にインターネット環境が無い児童生徒も視聴できるよう、全国一の普及率を誇るケーブルテレビにおいて、次のとおり放送します。

1. 放送期間

令和2年5月11日（月）から5月29日（金）の月曜日から金曜日
3週間 計15日間

2. 放送チャンネル

地上デジタル12チャンネル

※徳島県内のケーブルテレビ局が協力した一斉放送チャンネル
(参加CATV局)

阿波市ケーブルネットワーク・池田ケーブルネットワーク
石井CATV・エーアイテレビ・かみいたテレビ・キューテレビ
ケーブルテレビあなん・ケーブルネットおえ・県南てれび・国府町CATV
テレビ阿波・テレビトクシマ・テレビ鳴門・那賀町ケーブルテレビ
日本中央テレビ・東阿波ケーブルテレビ

3. 放送スケジュール

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 小学校1年 | 毎週月曜日・金曜日
11時から正午まで |
| (2) 小学校2~6年 | 毎週月曜日から金曜日まで
13時から13時30分まで |
| (3) 中学校 | 毎週月曜日から金曜日まで
13時30分から14時まで |
| (4) 高等学校 | 毎週月曜日・金曜日
20時から21時まで |

※「体力UP運動動画」はこの放送スケジュール内において随時

4. 周知方法

休業期間中の学習ツールとして活用いただけるよう、新聞の折り込み広告により広く周知する。

～徳島県教育委員会からのお知らせ～

◆家庭学習応援動画「とくしままなびのサポート」番組表

ケーブルテレビで放送するよ。みてよ～

令和2年5月11日（月）～5月29日（金）（3週間放送）

徳島県内CATV局の共通チャンネル（地上デジタル12ch）

11-3-312



	月	火	水	木	金
11:00 ～	小1 こくご かくときのしせい、えんぴつのもちかた こくご えんぴつでかいてみよう こくご あいうえお～はひふへほ				小1 こくご かくときのしせい、えんぴつのもちかた こくご まみむめも～わざん さんすう かずをかこう 1～10 小1・2 食育 しょくじをおいしくするまほうのことば
12:00					
13:00 ～	小1・2 食育 しょくじをおいしくするまほうのことば 小2 算数 時こくと時間 小4 算数 はかり方 小6 外国語 Hello,everyone～自己紹介をして、仲良くなろう～	小3 算数 わり算の計算 小3 理科 重やゴムのはたらき 小6 英語 言葉のしくみ	小4 国語 言葉のしくみ 小4 理科 水のあたたまり方 小6 英語 言葉のしくみ 小7 算数 「割合」文ぼう具	小4 算数 はかり方 小5 国語 言葉のしくみ 小5 外国語 Hello,everyone～自己紹介をして、仲良くなろう～	小5 算数 「直方体」展開図 小6 理科 上田てんびんの使い方 小6 理科 植物のつくりとはたらき
13:30 ～	中1 国語 わかりやすく伝える 中2 数学 式の計算 中3 中学3年生での学習の仕方 国語・社会・数学・理科・外国語	中1 数学 資料の活用 中2 国語 要点を整理して聞き取る 中3 中学3年生での学習の仕方 国語・社会・数学・理科・外国語	中1 理科 植物の吸水 中2 理科 さまざまな化学変化	中1 英語 Alphabet～アルファベットになれよう～ 中2 英語 What did you do yesterday?～一般動詞の過去形を学ぼう～ 中学 家庭 食品ロスを減らそう	中1 社会 世界の古代文明 中2 社会 緯度と経度 時差の計算
14:00					
20:00 ～	高校 国語 高1古典入門 高校 物理 高校物理入門 高校 地理 高校地理入門 高校 生物 高校生物入門				高校 英語 高1英語入門 高校 数学 高1数学入門 高校 地学 高校地学入門 高校 化学 高校化学入門
21:00					



1週目の番組表だよ
2, 3週目は新しくなる動画もあるよ

※「体力UP運動動画」はこの放送スケジュール内において随時放送します。

〈注意〉

ケーブルテレビで放送される動画の一部には自分のペースに合わせて停止しながら学習するものがあります。
必要に応じて録画して、みてください。

動画はYoutube「徳島県チャンネル」でも配信しています。

動画もみてね

動画・学習プリントは徳島県ホームページのトップ画面

「注目情報」

「徳島県教育委員会家庭学習応援動画

『とくしままなびのサポート』について」

からアクセスしてください。

※学習プリントがダウンロードできない場合は、
学校に相談してください。



【徳島県ホームページ】



◆とくしま『生徒の心の相談』2020

右のQRコードで友だち登録すると、LINE上で相談できます。

- 相談期間
令和3年3月24日（水）まで
- 時間帯
18:00～21:00
- 対象
県内の公立中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部・高等部の生徒



ひとりで
悩まないで



◆24時間子供SOSダイヤル

電話相談 0120-0-78310 (365日24時間)



換気の悪い **密閉** 空間

密閉



多くの人が **密集** する場所

密集



近距離での **密接** した会話

密接

「県をまたいだ移動」は
自粛してください！

- 手洗い・咳エチケットを心掛けましょう！
- 「繁華街の接客を伴う飲食店等」への
外出自粛をお願いします！